

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

令和7年4月25日

新潟県知事 花 角 英 世

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間（※）
6月14日（土）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	5月1日（木） ～5月30日（金）
6月21日（土）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		長岡地域振興局 （長岡市沖田2丁目173番地2）	長岡市	5月7日（水） ～6月6日（金）
7月19日（土）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		上越市市民プラザ （上越市土橋2554番地）	上越市柿崎区、吉川区、名立区、妙高市、糸魚川市	6月6日（金） ～7月4日（金）
7月27日（日）	受講票に記載の時間のおり （午後1時半～午後4時）		新発田市豊浦地区公民館 （新発田市乙次26番地2）	新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月13日（金） ～7月11日（金）
8月23日（土）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		長岡地域振興局 （長岡市沖田2丁目173番地2）	三条市、燕市、加茂市、弥彦村、田上町、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市	7月11日（金） ～8月8日（金）
			十日町地域振興局 （十日町市妻有町西2丁目1番地）	南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
8月30日（土）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		村上地域振局健康福祉部 （村上市肴町10-15）	村上市、関川村、粟島浦村	7月18日（金） ～8月12日（火）
			上越市市民プラザ （上越市土橋2554番地）	上越市高田地区、直江津地区、浦川原地区、大島区、安塚区、大潟区、頸城区、中郷区、牧区、板倉区、三和区、清里区	
9月14日（日）	受講票に記載の時間のおり （午後1時～午後4時）		新潟県庁 （新潟市中央区新光町4番地1）	全県	8月1日（金） ～8月29日（金）

※ 電子申請期間は1週間程度短く設定されている。

2 受講対象者

令和4年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

ア 紙申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼り付けること。

所定の狩猟免許更新手数料（1免許種につき2,900円）を窓口キャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）又は県が郵送する納入通知書（ただし、申請期間前に申し出が必要。）により納付すること。

イ 電子申請の場合

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、

無背景の写真画像データを貼付すること。

なお、申請手数料は申請窓口におけるキャッシュレス決済（クレジットカード、電子マネー）も可能。

※ 利用可能な電子決済は、クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い）

(2) 添付書類（紙申請、電子申請ともに共通）

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの。）

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面（認定鳥獣捕獲等事業に従事する者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。）

狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県環境局環境対策課）に、受講する講習会の申請期間内に提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、3(2)ウの書面を添付した者で適性を有することが確認できた場合は、適性試験を免除する。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定会場以外で受講を希望する場合は、申請の際に申し出るものとする。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県環境局環境対策課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

新潟県環境局環境対策課（電話025-280-5152）又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。